

消費者契約法改正に向けた専門技術的側面の研究会報告書
において提案されている考え方に関する意見
(1枚につき1つの意見を記載してください。)

複数意見の場合 (1枚目 / 3枚中)

氏名	公益社団法人札幌消費者協会 会長 高田安春
職業	消費者団体
住所	札幌市北区北8条西3丁目札幌エルプラザ2F
電話番号	011-728-8300
電子メールアドレス	ssk005@sapporo-shohisha.or.jp
御意見	<p>※600字を超える場合、本書面には要旨を記載いただき、詳細は別紙として添付してください。</p> <p>・意見の対象(どの箇所についての御意見か、御意見の対象が分かるように記入してください。)</p> <p>1の「いわゆる、つけ込み型勧誘について」</p> <p>・意見の内容</p> <p>(3)【考え方(Ⅲ)】困惑類型の包括的規定 が望ましいと考えます。</p> <p>・意見の理由</p> <p>近年法律が追い付かないスピードで様々な消費者被害が発生する傾向にあり、こうした被害発生防止や被害救済の観点から考えた場合、なるべく規定は包括的・汎用性のあるものにしておき、細かくは消費者契約法の逐条解説等によって、その対象となる範囲を明示する形にしておくべきと考えます。</p> <p>新たな手口の消費者被害が発生した場合、その都度法律等を改正するのでは時間を要し、その間、被害が拡大してしまう懸念があります。</p> <p>規定が包括的・汎用性のある内容であれば、逐条解説の中に新たな事案例をそこに加えるだけで迅速な対応が可能となり、悪質な事案に柔軟に対応できるものと思料いたします。</p>

消費者契約法改正に向けた専門技術的側面の研究会報告書
において提案されている考え方に関する意見
(1枚につき1つの意見を記載してください。)

複数意見の場合 (2枚目/3枚中)

氏名	公益社団法人札幌消費者協会 会長 高田安春
職業	消費者団体
住所	札幌市北区北8条西3丁目札幌エルプラザ2F
電話番号	011-728-8300
電子メールアドレス	ssk005@sapporo-shohisha.or.jp
御意見	※600字を超える場合、本書面には要旨を記載いただき、詳細は別紙として添付してください。
	・意見の対象 (どの箇所についての御意見か、御意見の対象が分かるように記入してください。)
	2、平均的な損害の額の立証負担の軽減について
	・意見の内容
	(3) 【考え方Ⅱ-2】文書提出命令の特則 が望ましいと考えます。
	・意見の理由
	そもそもは事業者側の不当勧誘があったことが前提での解約において、解約すれば多額の解約金の請求に繋がることで、消費者をひるませることを意図している場合が多いと考えます。事業者の言う損害の額に対して、現在の判例では基本的には平均的な損害の額の立証責任は消費者が負うものと判断されています。こうした消費者の立証負担の軽減は不可欠です。
	そのためには、【考え方Ⅱ-2】にあるように、裁判所が事業者に対し、平均的な損害の額について立証するため、必要な書類等の提出を命じることが出来るようにすることが望ましいと考えます。
	【考え方Ⅰ】では消費者の立証負担の軽減には繋がりにくく、また【考え方Ⅱ-1】事業者側に配慮し過ぎの感が拭えず、【考え方Ⅱ-3】は開示請求することが出来るだけで、あり、提出命令と比して弱い面は否めないと思います。

消費者契約法改正に向けた専門技術的側面の研究会報告書
において提案されている考え方に関する意見
(1枚につき1つの意見を記載してください。)

複数意見の場合 (3枚目/3枚中)

氏名	公益社団法人札幌消費者協会 会長 高田安春
職業	消費者団体
住所	札幌市北区北8条西3丁目札幌エルプラザ2F
電話番号	011-728-8300
電子メールアドレス	ssk005@sapporo-shohisha.or.jp
御意見	<p>※600字を超える場合、本書面には要旨を記載いただき、詳細は別紙として添付してください。</p> <p>・意見の対象(どの箇所についての御意見か、御意見の対象が分かるように記入してください。)</p> <p>3、契約条項の事前開示及び消費者に対する情報提供について</p> <p>・意見の内容</p> <p>(1) 契約条項の事前開示についてどちらかと言えば 【考え方Ⅱ】 定型約款を容易に確認できる状態に置く努力義務 を支持しますが、努力義務ではなく法的義務とすべきと思います。</p> <p>・意見の理由</p> <p>定型約款はその内容が画一的であることが合理的である定型取引に利用されていますが、消費者にとってはそれに基づく契約を常時しているわけではなく、事業者との知識の差は否めません。</p> <p>現在は定型約款については、消費者側から開示を請求するものとされており、その意味では「開示」がオプションとしての位置づけにあることから、「開示」をデフォルトの位置づけとすべきと考えます。</p> <p>取引の基となる約款内容を容易に確認できる状態に置くことは事業者の努力義務ではなく法的義務とすべきです。</p>